

# 岡山県における宮座の変質と展開

新見市高瀬の事例を中心に

崔 杉昌

Transformation and Development of *Miya-za* in Okayama Prefecture : Focusing on the Case Example in Takase, Niimi City  
CHOI Saechang

はじめに

- ① 高瀬の概観
- ② 氷室神社の宮座と儀礼
- ③ 亀尾神社の宮座と儀礼  
おわりに

## 【論文要旨】

本稿は、新見庄域として知られている岡山県神郷町高瀬（現新見市高瀬）における宮座の変質および再編について民俗学的観点から考察を行なったものである。

岡山県をはじめ、中国地方には中世に端を発するとされる「名」を構成単位とした祭祀組織が発達し、今日の地域祭祀にもその面影をうかがうことができる。

高瀬の氷室神社と亀尾神社には、現在も「みやざ」と呼ばれる祭祀組織の中に「名」の名称が使われており、「名」が祭祀権を示す条件となっている。氏子といっても宮座の成員である「名頭」と非成員である「寄子」の役割分担ははっきりしており、「名頭」の資格と地位は「名」を保持することによって継承されている。「名」を持つことは地域において社会的地位を誇示する手段でもあった。そのため、氷室神社は六「名」、亀尾神社は一〇「名」と制限され、名を継承したそれぞれの家のみに「当座」の資格と祭祀権が付与されていた。

ところで、村社として機能し、高瀬中の信仰を集めてきた氷室神社は、終戦後、仲

村と長久の両部落以外は氏子を脱退してしまう。そのため、両部落以外から出席した名頭も次第に辞めてしまう事態となった。この影響をうけ、氷室神社の宮座六「名」のうち、一部は両部落が部落持ちの名として受け継ぐ形で再編される。一〇「名」からなる亀尾神社も同様の過程を踏み、現在三部落で宮座を構成しているが、「名」を除いては他の部落から手放された「名」は個人に引き継がれている。

しかし、こうした体制も過疎と高齢化に追討ちされる形で、宮座の存廃が取り沙汰されるようになり、その結果として氷室神社の場合、近年個人（家）持ちの「名」を廃止し、六「名」を長久と仲村の両部落で三「名」ずつ分け合い、交互に当座を務めることに合意した。この再編によって、宮座の廃止は免れたものの、今後の地域社会の変貌とともに「名」を根幹とする祭祀構造の脆さと歪み、その変容の可能性は十分残されている。

【キーワード】 宮座、名、名頭、寄子、当座

## はじめに

岡山県をはじめとする中国地方には、歴史的に荘園に由来すると考えられる「名」と、それを構成単位とする祭祀組織が多く展開されている。かつて肥後和男氏が美作地方の宮座を調査し、その基本的な特質として「名主座」に言及し、年齢的要素を宮座の条件の一つとする近畿地方の祭祀組織とはかなり趣を異にすることを強調した。

肥後氏の規定による名主座は「名主が名を代表して、神社の座に列する」ものである<sup>(1)</sup>。つまり名主座は、「名」を祭祀組織の基本単位とするものである。名主たちは当屋をつとめ、祭祀儀礼においては主導的に神事を行う。寄子たちは祭祀のための準備、祭祀における補佐、後片付けなど精を出して当屋への協力を惜しまない。名主座の祭りは名の代表者である名主（名頭）と、その名に何らかの関わりを持つ作人（寄子）たちの結合による祭りである。

本稿で取り上げる高瀬の名主座は、こうした名主と寄子の結合関係が克明に現れる事例であるといえよう。同地域は、歴史的には新見庄の域内にあったことから中世の遺制ともいえる名の存在が確認されており、そのせいか歴史学的には注目されてきたが、民俗学的にはあまり知られていない地域でもある。同地域の神社祭祀については平山正道の報告<sup>(2)</sup>（一九七二）、『新郷・美甘の民俗』<sup>(3)</sup>（一九七三）、そして『新見庄』<sup>(4)</sup>の中に若干の報告が見られるが、民俗誌的調査はほとんど行われていない。筆者は一九八六年から氷室神社の宮座の調査、その後の亀尾神社の調査に取り掛かり、その調査成果の一部を報告した<sup>(5)</sup>（一九九二）。その後、一二年ぶりに同地を訪れる機会を得、一九九二年以降の変化を追いながら調査を進めてきた<sup>(6)</sup>。

「名主座」という祭祀形態は、村落と荘園制とが深く結びついている

ため、当然ながら歴史的なアプローチも必要になってくるが、本稿では民俗資料として名主座をとりあげ、現在の地域社会と祭祀組織とのかわりを時代と社会的な変化の過程から掘り下げていきたい。また高瀬の民俗世界を描いていく中で、最近宮座をめぐるさまざまな社会関係が、村落内部においての葛藤や利害関係によって著しい変化の様子を呈していることが浮き彫りになってきた。これらの問題を追究しながら、今日の民俗社会の中の地域祭祀の位置づけを試みることにする。ひいては従来の宮座研究の中核とされてきた畿内の宮座研究の視座から、地域的多样性と一概でない宮座の有り様を提示することに本研究の意義を求めたい。

## ① 高瀬の概観

本稿の事例村である神郷町高瀬は、二〇〇四年の市町村合併により、現在は新見市神郷高瀬となっている。本稿での記述は旧神郷町大字高瀬を念頭に置いたものである。

旧神郷町<sup>(7)</sup>は岡山県西北に位置し、西は広島県、北は鳥取県に隣接している。岡山市からは八一、五キロメートル、新見市から町までは九キロメートルの距離にある。町の東部をJR伯備線が南北に、南部をJR芸備線が南北に走り、それと平行して国道一八二号線と中国自動車道が通っている。電車を利用して高瀬に入るには、伯備線の新郷駅に降り立つことになるが、この駅は無人駅である。駅からは町営（現在は市営）バスを利用し、高瀬に入る。

旧神郷町に四つの大字がある。即ち、高瀬、釜村、湯野、下神代がそれである。戦後以来人口の減少が続いており、しかも高齢化の現象は深刻である。現在（二〇〇四年）、町の人口は二五七五名である。これは一〇年前と比べると四〇〇名ほど減少している。大字高瀬の人口は

五〇五名、一六九世帯である。六五歳以上の高齢者の割合は平均八五％にも達している。

標高四〇〇mから一〇〇〇mの山間地帯にある神郷町は、かつては町の九〇％以上を占めている山林に関わる仕事や肉牛飼育、わずかの平坦地に稲作を中心とした農業に依存する生業形態を帯びていたが、現在は専業農家がほとんどなくなり、車で四〇分距離にある新見を中心とする町での給与生活または年金生活をする人が大半を占めている。

町の最北端にあたる高瀬は、伯備線新郷駅の西の方に位置し、木谷、大原、仲村、長久、上梅田、下梅田、柳原、野、新田、野原、野原鷺尾の一一の字からなっている。これらの字は従来、地域社会で「〇〇部落」と呼ばれていたが、二〇〇二年から町の施策で「〇〇地区」と呼び合うことにしている。

各部落は高瀬川流域およびその周辺地域に散在し、一四〜二二戸の集落を形成している。行政的には大字高瀬として機能をしているが、高瀬地区の中の各部落ごとに生活・生産の単位として運営されている。

高瀬の中心にあたる仲村部落には曹洞宗の高林寺があり、油野の金蔵寺を本山として、文禄二年（一五九三）に開山された、高瀬唯一の檀家寺として信仰されている。また、旧高瀬小学校の道を渡った所にある石造薬師三尊像（県指定重要文化財）も、高林寺の主催で六月第三日曜日に大祭が催されている。また、長久部落にある秋葉神社は「勝負の神様」と呼ばれ、氷室神社の祭りを終えた翌日、長久住民の参加によって祭りが行われる。また、宣上社は長久・梅田・柳原の三部落共同で祀っている。このように、高瀬には大小の祭りが部落単独で、または部落連合で行われている。

高瀬の神社祭祀の中で名主座による宮座の儀礼が見られるのは仲村部落の氷室神社、上梅田部落の亀尾神社であり、毎年秋には歴史性豊かな祭りが行われている。この地域では祭祀と関連した「名」「名頭」「宮座」

という言葉が、フォークタムとして広く使われている。地元で「宮座」という言葉がいつ頃から一般化されて使われていたかは定かではないが、祭祀の儀礼の中で「宮座」という言葉が直に言及されている。また、亀尾神社に伝わる寛政四年（一七九二）の「氏神十二社権現様御祭儀式定帳」の中からも、「神前宮座」という言葉を見いだすことができる。では、氷室神社と亀尾神社の宮座の組織と儀礼を中心に見てみよう。

## ② 氷室神社の宮座と儀礼

氷室神社は一九五五年まで、旧高瀬村の村社として機能していたため、高瀬中の信仰を集めていた。

祭神は、久久紀若室葛根命<sup>⑨</sup>で、相殿に仁徳天皇を祭っている。氷室神社には文献資料は残っていないが、もと氷室の守護神として前神を約二〇キロメートル離れた同町の三室から勧請したと伝えられている。氷室という神社名は文字通りに「氷」と関係が深いらしく、『神郷町史』によると、「高瀬に二カ所の氷室が設けられ、蓄えていた氷は、六月朔日の氷の節会が近づくと、高瀬や三室の人が総社の国府まで、半里おきぐらいに人員を配し、その日の朝方国府に着くようにリレーで、氷をもつて夜に日をついで走らせたのである。（中略）このような年中行事は、奈良時代から平安時代の中期頃までのことのように、したがって氷室神社の勧請されたのは平安初期ごろと見るのが妥当である<sup>⑩</sup>」と推察している。

氷室神社の氏子たちによると、隣接の亀尾神社より「格」が高いと言われるが、それは氷室がかつて村社であった事実を表すものであって、それ以外には根拠とするものは見当たらない。両神社は現在それぞれ独立の神社として、別途の氏子組織を持つ。

では、ここでは氷室神社の祭祀組織について、今日の現状を踏まえな

がら変化の過程を見てみたい。

まず、氷室神社の祭祀組織は「当屋」と「三人宮座」、そして「寄子」に分けて考える必要がある。

### (1) 宮座の構成

氷室神社の宮座を構成するのは6つの名であり、それぞれの名の代表者を「名頭」と呼んでいる。神事において六名の名頭が座る位置を本座という。本座は拝殿から見て左側に「」の形で左座と右座に分かれている。

左座・・・長久名 ・ 中原名 ・ 源入名  
右座・・・栗尾名 ・ 秋末名 ・ 宗重名

この六つの名のなかで、長久・秋末・宗重の三名は一二七一（文永八）年の「備中国新見庄領家御方正検昌取帳」にその名を見いだすことができ、また一四六一（寛正二）年の「領家方百姓連判起請文」には「けん入、ながひさ、あきすえ、むねしげ、さたすへ、中はら」の六名が見えており、現在の名座のうち、五名まで一致している。栗尾名だけが見いだせないが、それは「さたすえ」の後と推定されている。したがって、現在の氷室神社の祭祀組織は、寛正年中を大してくだらない頃に成立したのではないかと推定されている。<sup>(1)</sup>

また、左座の長久名を「左横座」、右座の栗尾名を「右横座」と称し、とくに六名の中で長久名の名頭を「座頭」と呼んでいる。座頭（大原家）<sup>(2)</sup>については古くから「七度半」という仕来りが今も伝わっている。「七度半」とは、祭典の準備を終えた「寄子」の使いが座頭の家まで七回迎えに来て、最後の一回は家が見える所まで来て、「お祭りの準備ができましたからお参り下さい」と大声で叫ぶ。これが「半」に当たるといわれる。七度半を済まさずには座頭が動いてくれなかったといわれる。ま

た、一時は一度に7人が来て一人ずつ家の外を出たり入ったりしたこともあるという。今はいっそう簡素化され、一回目で座頭が済ますのが常である。いずれにしても、これは座頭の権威がいかなるものであったかを象徴的に表すものであるといえよう。実際に祭りにおいては神事の音頭は長久名によって取られるので、当然長久名の出席なしには神事を始めることができない。長久名の大原家によると、家にホウノウキザコという地所があつて、その木で氷室神社の御神体を拵えたという。<sup>(3)</sup>大原家がいつころから名頭をつとめるようになったかは明確ではないが、五〇〇年前にこの地に定住していたらしく、代々名頭をつとめてきたとされている。家の歴史や現在の祭祀における地位を考えるとかなり古くから氷室神社と関わりをもつていたことは推測される。

当屋を構成する名頭の資格は、名を持つ特定の家によって限定され、なおかつ世代を超えて継承されていく。すなわち、座の権利は個人に優先し、家に付与されるものである。つまり名頭の地位を維持してくれる名株は、名頭の屋敷及び田畠といった土地に付随していて、それによって座の権利が保証されるのである。これは言い換えれば、いわゆる名株を獲得すれば自動的に入座の資格も得られるわけである。名株が主に土地（屋敷及び田畠）をさすものであれば、土地はそれを持っている家の事情によって転売されることは充分考えられることであり、転売とともに脱座と入座も行われるになる。

ところで、名株の分配の仕方によっては「丸名」と「半名」というメカニズムが発生する。名を一軒の家が独自に所有している場合、これを「丸名」といい、複数の家が一つの名を共有していると「半名」という。表1〕に見られるように、一九五五（昭和三〇）年前半にはこのような様子が克明に見られ、名頭のなかで丸名は栗尾名だけであつて、あとは全部半名である。これは何を意味するかというと、土地の一部だけが転売されたことを表している。こうした丸名と半名の違いは神事においても

表1 昭和30年代前半の名の分布

名	名 頭	部 落
長 久	大原 幸太郎 井田 正治	長 久
栗 尾	福嶋 多	下 梅 田
中 原	浅田 松雄 石田 善昌	野~新 田
秋 末	長谷 喜代蔵 石垣 全一	仲 村
減 入	長谷川 利一 柴原 銀一	上 梅 田
宗 重	西谷 新一 長谷川 喜太郎 上原 清重	木谷~大原

表2 昭和37年の名の分布

名 頭	部 落
大 原 田	長 久
大 井	仲 村
部 落	仲 村
石 垣	仲 村
長 (石 垣)	長 久
長谷川	長 久
部 落	長 久

そのまま表出され、丸名の名頭は決められた座に一人で御膳を使っていたが、半名は二〜三人で一座し、ひとつの御膳を使っていたという。丸名か半名かによって名そのものに対する序列が生じることはないが、一つの御膳を共有することは窮屈であったに違いない。にもかかわらず当時としては名頭の社会的地位や権限は他に変えがたいものであったと推測される。しかし、その後、こうした座の構成員に大きい変化が現れる。すなわち、名頭が相次いで名の権利を手放すという事態が発生したのである。その結果を表したのが、(表2)の変化である。一九六二(昭和三七)年に仲村部落と長久部落の話し合いが設けられ、栗尾名・中原名は仲村部落に、源人名・宗重名は長久部落に統合されることになる。このうち、栗尾名と宗重名は名を引き継ぐ人がいなかったため、部落受けの名になり、祭りのとき宗重名は長久部落の部落長が、栗尾名は仲村部落の宮総代が「名頭」の代役をつとめるようになった。

結局、一九六二年当時、長久名と秋末名だけが半名として残ってしまったが、秋末名もその後、当事者の話し合いで長谷家が受け持つことになり、石垣家は従来の中原名だけを維持する方向に整理されていった。こうしてみると、半名として

残っているのは長久名のみである。つまり座頭として権威を振るっていた長久名だけは、形としては半名のままに残った。半名は共同で御膳を受けるのであると先に述べたが、長久名に限っては実際の場合、そういうケースは見られない。それは次に言及する「三人宮座」のシステムがあつてこそ可能であつた。

### (2) 三人宮座

本座とは別途に神殿の前に神主とともに座を占めている井上家、井田家、松田家の三人衆をここでは便宜上「三人宮座」と呼ぶことにする。なぜ「宮座」という名称がつくかというと、神事において「御礼行事」のとき、本座から御供物の名をあげて「宮座にあげましたか」と確認する。すると、「三人宮座」より「はい」と答えるのである。一見すると神殿前の一段高い場所に座り、本座より位が高いように見える。しかし、三人宮座は井田家を除いては名頭とはいわない。前記の長久名は井田家と大原家が名株を半分ずつ持っているが、井田家は本座に座ることはない。そのため、大原家はいわゆる半名でありながら常に丸名と同様の扱いであつた。大原家と井田家は同じ長久部落で、家同士も田圃を挟んで向かい合うような形で隔たっている。おそらく今の井田氏の先祖がすでに「三人宮座」の地位にあつた時に長久名の土地の一部を手にして名頭の資格も獲得できたのではないかと考えられる。座る場所だけ従来通りそのまま維持してきたことになる。それでも名頭という立場は変わりなく、表3で見られるように名頭でないこととつとめることができないう屋を担っている。当屋も大原家と交互につとめるため、一二年ごとに迎える。井田氏を除く三人宮座の他のメンバーは名頭ではないため、名株を持っていないが、その資格は名頭と同じく屋敷についていて、その家の人によって継承されているのである。三人宮座の主な役割は、本座の名頭と神との中継ぎ役をつとめることである。そのため、「御礼」行事

表3 当屋と寄子の順番

名	部落	寄子	当屋	平成16年度 当屋
長久	長久	上組 10戸	大原・井田	大原・井田
秋末	仲村	仲村 18戸	長谷	部落
源入	長久	下組 12戸	長谷川	部落
中原	仲村	仲村 18戸	石垣	石垣※
宗重	長久	長久 22戸	部落(長)	部落(長)
栗尾	仲村	中村 18戸	部落(宮総代)	部落(宮総代)

※名頭の資格のみを持ち、当屋は部落に一任する。

が終了すると、三人宮座の役もほとんど終わってしまい、中にはひと足早く帰ってしまう者もいる。亀雄神社では「神前宮座」がそれにあたることが、そこには神主と給仕人一人が席を占めている。新見庄内の宮座を持つ他の地域では「三人宮座」に該当するものは見当たらない。

### (3) 当屋と寄子

当屋は神社の祭りに際して寄子を率いて神事の準備を司る人、またはその家を指すものである。寄子は当屋に対して労働力を提供する。供え物の準備のほか、餅つき、注連縄作り、宮掃除・給仕役・輿守役・祭りの後始末などを担当する。

祭りは当屋と寄子の結合関係を示すものである。名頭と寄子とは経済関係はもちろん、かつては名頭の法事に寄子が参加するのが慣行とされていたという。しかし現在の社会慣行の中では名頭と寄子の結合関係は見られず、祭り以外においても名頭であるゆえに特別の待遇は認められない。ただし、部落の役としての宮総代は除外されるという。

氷室神社の当屋は表3のように六つの名が順番を決めており、前述のように九名は七年目に、半名は一三年目に当屋の順が回ってくる。

当屋は順番が決まっているものの、神事するとき行われる当屋渡しによって正式に当屋を請けることになる。当屋になると、いくつかの禁忌を守らなければならない。まず、他人の家の葬式に参加してはいけないし、もし自分の家に死者が出た場合は翌年の当屋と交替することになっている。寄子の場合も忌みがあった場合は宮に参ることはできない。ところで、二〇〇四(平成一六)年に入って当屋と名頭を退く人が現れ、宮座の再編が余儀なくされた。

表3のように秋末名と源入名の名頭から辞退してしまい、部落請けになった。また中原名の石垣氏の場合、今年から名頭は通常通りに務めるが当屋は一切請けないと宣言し、宮座に出席した。しかし、名頭の資格を持ちながら当屋を受け持たないことに対して認め難い声も存在するのは事実であり、今後議論を巻き起こす可能性も残している。

氷室神社の氏子は現在仲村部落一八戸、長久部落二二戸である。当屋の寄子として祭りに参加するのは、仲村部落は一八戸全員であるが、長久部落では上組と下組に分けて寄子の役を勤める。

寄子は一戸一人と決まっているが、男性が出られないときは女性でも出席可能である。

特に餅つきの役の寄子は両親が健在の夫婦が選ばれている。

### (4) 宮座の儀礼

中世農民の暮らしが、儀礼の中で厳かに伝承されている氷室神社の祭祀儀礼は昭和五二年に神郷町無形民俗文化財に指定された。同神社の「秋祭り」は、氏子の仲村部落と長久部落の人たちにとって、「氏神祭り」とも呼ばれている。

本節では、第2節で明らかにした氷室神社の祭祀組織が、地域祭祀においては実際どのような機能を果たしているのかを、「秋祭り」を通して詳細を報告しながら考察していきたい。

現在、氷室神社の秋祭りは新暦の一〇月一九日に行われる。終戦前は旧の一〇月一九日に行われていたが、戦後に入って月遅れの新一〇月一九日に変更した。ところが、中国山地の奥に位置する地理的環境は、十一月の祭りの時期になると真冬並の寒さで、雪に見舞われることも珍しくなかったという。それで一九七四（昭和四九）年、両部落の氏子たちの話し合いで現在のように、祭日を一ヵ月早めて新一〇月一九日に決めた。<sup>(15)</sup>

### 1 当屋と祭りの準備

祭りの一週間前か一〇日前に宮総代の寄合を開く。以前は総代長の家で集まったが、最近は公民館で開かれることが多い。寄合では初穂料の金額や当屋への補助金の決定、神主を迎えに行く時間の確認、供え物と持ち寄るものの確認などが行われる。

一〇月一八日、昼過ぎから寄子たちが当屋に集まる。<sup>(16)</sup> 寄子は一戸一人ずつで、主に男性が中心であるが、家の都合によっては女性の出席も認められる。

一時頃になると、当屋の挨拶のあと、当屋の指図によって仕事が分担される。まず、餅搗きから、餅や芋の子を入れる「サンダワラ」と「ワラスボ」作り、注連縄作りが当屋で行われる。

このとき宮総代が初穂料（一軒三千円）を集める。出席の寄子以外の氏子たちの家にも集金に行く。

餅搗きは当屋の家で行うが、当屋が部落になった場合は公民館で行う。餅を搗く役は両親が健在の人に限定されている。餅は小餅で、白餅と小豆餅を合わせ、その数は一年の日数である三六五個を用意する。この餅は「サンダワラ」と「ワラスボ」と呼ばれる俵に入れておき、祭りの当日、当屋が他の供物と一緒に神社へ運ぶ。当屋は祭りの当日まで、鯛2尾、白米、玄米、ミカン、リンゴ、イモ、大豆、味噌、塩、いり干し、半紙

等を用意しなければならない。

注連縄は五本作るが、氷室神社の鳥居と本殿の裏にある天王社の鳥居に飾る太くて大きめのシメを二本と、それぞれの拝殿と稲荷社に飾るシメ三本を作る。特に鳥居に飾るシメには藁の「フサ」がつけられるが、数は奇数が喜ばれ、三つずつ注連縄に吊るされる。また、「神事場」に立てる「ヤシメ」に飾る八本の注連縄（長さ一〇メートル）も必要である。

三時ごろ、宮総代の一人が神主を自宅まで迎えに行く。この際、寄子たちは当屋から神社へと移動し、作業に当る。神社での仕事は、境内の掃除、草刈り、拝殿の掃除、注連を飾ることである。注連は神主が神社に着き、注連の子を切ってもらってから飾る。最後は、神社に保管してあった幟を立てる。また同時に神事場では竹に八本のシメをつけた「ヤシメ」も立てる。<sup>(17)</sup> 「ヤシメ」は鳥居の左横の道路沿いに立てるが、かつて神田があったときは神田に立てられたともいわれる。

以上、神社での準備が終了すると、寄子たちは再び当屋に戻る。当屋の名頭が寄子の労をねぎらい、「慰労会」を催す。このとき、神主も同席する。当屋の家は「ヤド」とも呼ばれるが、これは祭りの準備のための作業場であり、祭りの前日に神主を迎え、宿泊を提供するところでもある。そのため、神主は「慰労会」のあとに当屋に泊まることになる。<sup>(18)</sup>

### 2 秋祭り

#### a 「湯立」と「新式」

名主座による儀式が始まるのは午後からである。午前中は宮総代及び寄子たちが神社に集まり、当日の式典の支度をする。

当屋の供え物は拝殿に設けられた台の上に、右から左へ果物（リンゴ、ミカン）、大根（二つ）、鯛（二尾）、餅（鏡餅二対）、玄米、白米の順に並べておく。

一〇頃になると、本殿の後ろにある天王社の前で「湯立」が始まる。「湯

立」には主に神主と寄子が参加し、行われる。まず、炊事場にあった鉄釜を天王社の前に運び、焚き火で湯を沸かす。このとき、塩と御神酒も用意する。湯が沸いてくると、神主は祝詞を唱えながら笹を湯に浸し、天王社を回りながら清める。それから祝詞を唱えながら寄子たちを清める。湯立に使った笹は付近の枯れ木に納めておく。その後、神主は天王社の拝殿に上がり、両手で太鼓を叩きながら祝詞を唱える。それが終わると、神酒が配られ、「湯立」の行事は終了する。「湯立」の行事に使った湯は炊事場に運ばれ、再び焚き火で沸かし、豆腐の粕といり干しと塩を入れ、粕汁を作る。

午後に入って、各名頭と三人宮座が羽織袴に烏帽子という姿で現れる。一方、寄子の一人が座頭の長久名の大原家に迎えに行く。前述のように「七度半」の仕来りがあったが、現在は一度だけで済まされている。座頭はお使いの寄子の挨拶を受けると、酒（一升）を渡して答礼する。座頭の出席をもって式典が始まるのは昔も現在も変わらない。

一時四〇分頃、名頭と三人宮座の全員が揃うと、まず「新式」の式典が行われる。「新式」は名頭、寄子の区別なしに全員が拝殿に座って行う。まず、供物を神殿に供えることから始まる。式順に従い、宮総代と両部落長は拝殿に並べておいた供物と神酒をリレーで神殿に運んで供える。供物の陳列が終わると、神主が神殿に上がり、祝詞を唱える。

「新式」の行事が終わると、直ちに名主座による「古式」の祭典が行われる。

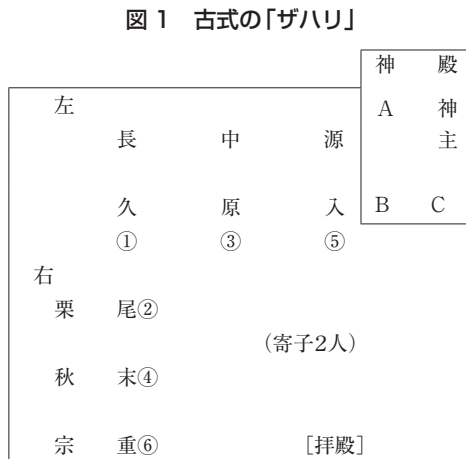
b 古式

「ザハリ」

名主座の儀式は「古式」として行う。まず、「ザハリ」から始まる。名頭と「三人宮座」がそれぞれ定められた座に着席する。座席は名ごとに固定されている。神殿からみて真正面に座るのが神主と「三人宮座」

である。その左側に位置するのが「本座」であって、直角に向き合う形で左座と右座に分かれて座る。すなわち、左座には長久名・中原名・源入名、右座には栗尾名・秋末名・宗重名が座る。二人の寄子が給仕役を務め、各名頭と「三人宮座」の前にお碗と盃を載せた御膳を一つずつ差し出す。これを「ザハリ」という。「ザハリ」が終わると、当屋が用意した餅の配分が行われる。この餅は「御供餅」と呼ばれ、これを座頭の長久名が持参した目録に基づき、餅の配分を行う。

餅の目録は以下の通りである。餅の目録からすこし説明を加えると、「本殿の餅」とは、神主と「三人宮座」の分け前であり、「座の餅並びに茶の子餅」とは名頭と給仕人の寄子の分け前である。「両氏子雪かき道うち」とは、旧暦で祭りを行ったとき、雪が積もることが多く、仲村部落と長久部落の氏子たちが雪かきをしていたので、その分け前である。「獅子こしもり」とは、かつて寄子が御輿を出すとき、獅子の面を被り、道案内をしたときの餅である。今は行っていないが、寄子たちの分け前として配る。「なりさお」とはむかし、神社に灯をともし役の寄子に配ったというが、これも現在は寄子の分け前として配る。「角力の餅」は、



\* A.B.C は「三人宮座」

奉納角力をとった寄子の分け前である。「御崎の餅」とは、高瀬では火に焼けて死んだ人を「御崎」といい、それを祀るための餅である。餅の配分が終わると、直ちに座頭が「これより古式祭典行事をはじめます」と音頭をとり、宮座の儀礼に入る。



表4 餅の目録

一、本殿	参拾六膳
一、座の餅並びに茶の子餅	七膳
一、両氏子雪かき道うち	七膳
一、獅子こしもり露払い	三膳
一、なりさお	壹膳
一、角力の餅	貳膳
一、当年度当屋	壹膳
一、来年度当屋	貳膳
一、御崎の餅	四ツ

〔御供物行事〕<sup>19)</sup>

- a 「露払いの御礼を申し上げます。宮座にありがとうございましたか」と座頭の長久名が杯を持ち、神殿に向かって尋ねると、神主と「三人宮座」が「はい」と返事をする。すると、給仕人の寄子が本座と「三人宮座」に神酒を注ぎ、これを飲む。このようにして、あとは図1の②から⑥の順に繰り返し、同様の口上を述べ、御神酒をいただく。これで一献目の盃が済むことになる。
- b 「二献目の御礼を申し上げます。宮座にありがとうございましたか」と前回と同様に六人の名頭が一人ずつ繰り返し返し、その度「三人宮座」が「はい」と答え、一同が神酒を飲む。
- c 「シタ膳の御礼を申し上げます。宮座にありがとうございましたか」と、前回と同様に繰り返し返して、神酒を飲む。大原氏の説明によると「シタ膳」とは空の膳のことであり、かつてはその御膳の上にササの葉を皿の代わりに載せて、竹の箸をこしらえて次の御礼の準備をしたといわれる。
- d 「イモの子の御礼を申し上げます。宮座にありがとうございましたか」

前回と同様。「ワラスボ」に入れて神殿に供えておいたイモの子(里芋)を共食しながら、神酒を飲む。

e 「サヤ豆の御礼を申しあげます。宮座にありがとうございましたか」

イモの子と同様に「ワラスボ」に入れてあったサヤ豆を使う。神酒と一緒に枝についたままの茹でたサヤ豆をたべる。

f 「ご飯の御礼を申し上げます。宮座にありがとうございましたか」

御飯の上に豆腐のかす汁をかけて食べる。御飯は当日の朝、当屋が炊いて持ってきたものである。豆腐のかす汁は湯立ての時に使ったお湯をもって、寄子たちが古式の前にかす汁を作っておく。

〔御神輿遊行〕

神輿は神殿の裏にある天王社の倉に収められている。数人の輿守によって本殿に運ばれると、神輿と輿守は宮司に清められる。神主が神殿から御神体を取り出し神輿に移すと、「神事場」まで遊行する。この際、名頭たちは御幣を付けた一メートルぐらいの棒を手にし、他の寄子はお供えを持って神輿の後ろに随う。神輿が「神事場」を一周すると宮司が祝詞を唱え、皆で拝む。その後、全員に御神酒が振る舞われる。それから再び本殿に担ぎ込まれた神輿は両側を二本の幟に覆われ、神主がご神体を密かに神殿に戻すと、この行事は一段落する。

〔ノボリ杯行事〕

名頭が着席すると、神主が左手に御幣を、右手に杯を持ち、太鼓の上に腰をかける。神主の左右に杯を三つずつ載せたお膳を持った「膳持ち」の寄子が座る。まず、左座の長久名が立ち上がり、神主に酒を注ぐと、神主はそれを少し口にしたあと、その残りを右の「膳持ち」の杯に移す。今度は右座の栗尾名が注いだ酒を左の「膳持ち」の杯に移す。以下四人の名頭も同じ動作を繰り返す。

「当屋御クジ」

本年度の当屋と来年度の当屋が神主に「クジ」を引いてもらう行事である。左右の横座がその代役をつとめる。ただし、その長久名と栗尾名が当屋に当たった場合は他の名頭がつとめる。これは当屋であるものが当屋をつとめるのにふさわしいかどうかを占うものである。

まず、本年度の「当屋御クジ」から始まる。太鼓に腰をかけた神主の前に、寄子が「ご洗米」を入れた三方を差し出す。神主が「ご洗米」をとり、祝詞を唱えながら空中に投げ上げ、すかさずに片手で受け取り、裏返したお膳の上に置く。当屋の代わりである長久名が米粒の数を数え、偶数が出ると「吉」、奇数が出ると「凶」と判断される。「凶」が出ると、「吉」が出るまで何度も繰り返す。

次は、来年度の当屋の「みくじ」を行う。来年度の当屋の代わりをつとめるのは栗尾名であり、栗尾名が「ご洗米」を数える。「吉」として選ばれたご洗米は、来年度の当屋に渡され、本座の名頭が少しずつ口にする。「ご洗米」は後に一般の氏子にも札と一緒に配られる。偶数が早く出れば出るほど来年度は縁起がいいと言われる。

「角力の行事」

寄子の中から二人の力士が選ばれ、行司と共に本座の前に出て、神酒をもらう。角力は互いに一度ずつ転んで一勝一敗にし、三度目は決着をつけず、行司が「この角力は名力士同士の角力で勝負がつかず、来年の今月今日までお預けとします」と述べ、引き分けにする。寄子は神酒をもらい、座頭から餅を渡される。

「当屋渡し」

御神幸の後、神主と名頭が本来の席に着座する。神主と名頭の立ち会

いのもとに、本年度の当屋が来年度の当屋に「当屋渡しいたします」というと、来年の当屋が「お受けいたします」と返事する。すると、両当屋には神主が、他の名頭には給仕人が御神酒を注ぐ。最後は神主が御幣で一同を清め、宮座の儀礼はすべて終了する。

儀礼が終わったところで、来年の当屋に御供餅が渡される。来年の当屋はその組内の氏子へ「来年当屋を受けましたので、よろしくお願ひします」と挨拶をし、御供餅を配る。また一般の氏子たちには半紙に包まれた「御洗米」と神社の札が配られる。なおこの日を機に祭りの後片付けは来年の当屋組が行うことになっている。

(5) 氷室神社の宮座とその特質

ここでは、氷室神社「名主座」による宮座組織が地域社会とどのような関わりの中で形成されてきたかを「名頭」と「寄子」との関係の中から考えていきたい。

まず、氷室神社の名主座の基本的な特徴を取り上げてみると次のようにいえる。同神社の祭祀組織は、歴史的に荘園と深く結びついていて、「名」を基本単位として構成された名主座の性格が強いことである。つまり、祭祀組織の構成メンバーが高瀬中に散在していた「名田」の代表者である名頭によって組織されているため、もともと血縁的要素は希薄である反面、地縁的結合関係によって支えられてきたのであると考えざるを得ない。なぜかという点、氷室神社の祭りが、歴史の上では名田の小作人であったとされる「寄子」と、その名田の代表者であったといわれる「名頭」との結合関係に基づいて行われていた祭りであったことは、現在の祭祀構造からも十分見受けられるからである。言い換えると、「名」は一定の地域範囲をあらわすのであって、それらの地域の中にある部落の名頭が集まって行っていた祭祀が、今の氷室神社の名主座による当屋祭祀である。第二次世界大戦直後まで、高瀬の一一部落から祭りに参

加するほど祭祀圏が広域であったが、その後、祭りに参加する部落の数が大幅に減り、仲村部落と長久部落だけが氏子として残っている。それにもかかわらず、地域連合による祭祀形態は守られている。事実、現在の祭りにおいても、氏子全体の祭りというより、部落が交互に行う部落当屋制の要素が色濃く見られる。すなわち、名主の中から当屋を決め、当屋である名頭とそれに属している寄子が集まって行う祭りであって、氏子である両部落全員が参加するのではない。現在、両部落は名を三つずつ分かち合い、部落交代で祭りが行われるので、氏子たちは自分の部落の持つ名が当屋になった場合だけ寄子として参加できるのである。つまり、当屋に当たっていない部落（名）の氏子は、寄子の義務を負う必要はなくなる。「氏神」を共にする同じ氏子の中で、一部が寄子になって祭りに関わる。このような側面からみても、氷室神社の祭祀組織がどのような社会条件のもとで形成されていたのかがわかってくる。

氷室神社の祭礼は、常に名頭が中心となっており、直接神事に携わるのも「名主座」を構成する名頭に限定するのであるが、こうした「名主座」の特権性がどこから来るものであろうか。名主座を構成するメンバー、すなわち、名頭は「名」を保有することによって、その地位が獲得でき、座も確保されるので、名は一種の株のような権利として扱われている。したがって、名の権利を持つ者の集まりが名主座であり、その名主たちにより、当屋の順番が決められ、神事を独占する組織として機能しているといえる。

「名頭」の権利（資格ともいえよう）は特定の家によって保持されるため、個人よりその家屋敷に基づいて継承している。また、その権利は、原則として一代に限らず、世襲的、永久的に継承されている。それゆえ、個人に優先し、家屋敷によってアイデンティティが保たれるため、座の権利が世代を超えて存続するのである。これは、氷室神社の「宮座」が近江地方の宮座と根本的にその背景を異にする理由である。「宮座」の

成員の資格が一定の年齢によって入座が認められるような近江の宮座とはその趣を異にしているのが高瀬地域の宮座の大きい特徴でもある。少なくとも氷室神社の「宮座」においては、年齢階梯的な構造はまったくみられない。従来、「宮座」の成立条件の一つとして「年齢階梯制」を重要な要素として認める研究も出されているが、<sup>20</sup>そのような条件は近畿・近江地方の宮座に限られ見受けられるものの、「宮座」の絶対条件とはいえない。

「宮座」を近畿という地域の枠から外して捉えた場合、氷室神社の「名主座」は中国地方型の宮座として認識しなければならないと思う。少なくとも、氷室神社の名主座は年齢序列に応じて座席が固定されたり、資格が得られたり、するのではなく、「名」を保有することですべての座の権利が得られるのである。こうした祭祀構造は、中国地方では一般的に見られる形態であって、珍しいことではない。座を代表する人も、基本的には家を代表する家長が長男であるが、必ずしも固定化されていない。場合によっては、名を持つ家の女性の参加もありうるのである。また、都合によっては、「名頭」でない氏子が代役をつとめることも可能である。「宮座」を特権的祭祀組織とみなすことについて、関敬吾は「年齢序列を原則とする限り、その座席は絶えず更新され、宮座の成員はすべてそれを経過する」と述べたうえ、「宮座への加入が家を単位とし、宮座の権利が世襲的・永続的となれば座席そのものが権利の対象となる」と指摘している。<sup>21</sup>座への権利が一般氏子には閉ざされ、特定の限られた家だけが座の権利をもつという氷室神社の「名主座」は、何よりも特権的祭祀組織であるといえよう。たとえば、前述の名の権利が「半名」から「丸名」へと移っていく過程にもあらわれたとおり、すべての取り決めが「名主座」内部の話し合いで決められ、寄子として関わる一般の氏子の介入は許されない。つまり、名主座は地域社会に基盤を置いていながら、内部において「名」という固い壁に囲まれ、閉鎖的かつ名頭たちの結束を

示すように運営されていたのである。

ところが、このような「名主座」の閉鎖性も、制限はあるものの、時代と共に「座」の外部にある氏子一般に開放されていく。現在、名をもつ名頭が本来の名主の家系を継承されたとは考えられず、近世以降、幾度の変化を辿ってきたことは十分想定できる。岡山県のオイツキ祭りに見られるトウヤカブに注目した坪井洋文は、「中世から一貫して同じ家系により継承されたものではない。現在見られる名は中世の名を受け継いできたものであっても、途中で異なった家系の者によって継承されたものである。また、トウヤの組織はトウヤカブの存在による特権的な習慣であるために、トウヤ祭りに参加できない村人は、トウヤカブを持った家の廃絶や衰退などがあった場合に、カブの権利を譲り受けるという方法があった」とし、トウヤカブの移動によって名の所有者が変わってきたことを主張した。水室神社の「名主座」においても、同様の変化があったことは充分推測できるといえる。実際に、高瀬の亀尾神社の名頭の中にはそのような経緯で名の権利を獲得したケースもあり、名をもつ家を通じて継承されていることが確認できた。今日、「名」という可視的な存在は見られないが、「名頭」の屋敷にその権利が付与されているので、それを買収することによって座の権利を獲得できるシステムである。しかし、このような方法は、実際の名頭の転出による移動がない限りは成立しがたいものであり、近年にはそのような事例を見受けることはない。

しかし、祭祀組織の改編にしたいがい、仲村部落と長久部落だけが氏子になってから、「名主座」の構成メンバーにも変化があらわれるようになった。すなわち、従来の六名のうち、二つの「名」の名頭が空席になり、部落持ちの名になってしまったのである。この二つの名の代表者は、仲村の場合は宮総代が、長久は部落長がその「名頭」の代役をつとめる。また、もし当屋が回ってきたとしてもそれは個人ではなく、部落が受け

ることとなる。これまで名を持たない一般の氏子が「名主座」に座ることとはありえなかったが、部落長や宮総代になれば、その年の祭りには直接神事に参加できる。これは、あくまでも名主座の改変がもたらした結果による変則的な運営であるといわざるを得ない。それに、座の外部に対して部落持ちの名を通じて、従来ささやかれてきた座の閉鎖的要素をある程度除去し、また座の内部においては「名主座」の伝統が維持され、座の権威を守ることが可能になるといえる。

では、こうした「名主座」の特権性は、地域社会の日常生活の場や社会慣行のなかで果たしてみられるものであろうか。

まず、「名主座」が共同体の場で顕在化するのには、水室神社の秋祭りである。それ以外の地域の年中行事には全くその存在を見ることができない。<sup>(22)</sup>すなわち、ふだんの日常生活の場では、一般の氏子と変わらない地域社会の一員としての部落の運営、ツキアイ等に参加している。なおも「名頭」でありながら、自分が当屋でない限りは一般の氏子同様に「寄子」役もつとめなければならぬのである。

古くは村の自治組織としても機能し、村落社会の運営に大きな影響力を持つていたはずの「名主」たちであったが、<sup>(23)</sup>時代の変化と度重なる組織の再編によって、今はもっぱら神事を行うための祭祀権利に限られている。なおその権利というのは、現実的には経済的負担のみをとまう義務に転落しつつある。ここに今日における「名主座」の構造的な脆さがあることがえられるのである。

### ③ 亀尾神社の宮座と儀礼

水室と同様に新見庄<sup>(24)</sup>にあった亀尾神社も「名」を構成単位とする宮座組織をもっている。亀尾神社は、上梅田部落に鎮座しており、上梅田(二四戸)、下梅田(一六戸)、柳原(一六戸)の三つの部落が氏

子となって祀っている。神社は古い時代は中島の垣内とも呼ばれ、田圃の真ん中であつて小高い丘となつている。瓢形をしており、形が亀のようだといふので亀尾神社と名付けられているといふ。神社はこの丘の上にある。この丘を古墳であるといふ土地の人もいる。

亀尾神社の祭神は伊弉諾尊であり、勧請の年月やその理由は明らかではない。伝承によると、この神社の御神体は山柿の木をもつて作つてあるといわれ、亀尾神社の氏子は山柿の木で下駄を作つてはかないといふ言い伝えがある。梅田は現在、上梅田・下梅田と分かれてはいるが、もとは長久入口から彦九郎峠まで、高瀬川本流の両岸を梅田で呼んでいた。嘉暦・元徳年間、開田ブームが起こつたころ、下高瀬の名主たちが争つて開田を行った。現在の柳原入口の道路付近から下流地方の荒地や河原を埋め立てて田を開いたので、埋め田、つまり今日の梅田となつた。いわゆる新興地で、以前から田地のあつた辺りは「本郷」と呼んで新興地でないことを示している。本郷は本郷名と唱え、現在の祭祀に一座をなしている。<sup>(25)</sup>

柳原は梅田から西の谷に入る部落である。もと沢沼地で、川柳の繁つた地域であつたとされる。この地域に鎌倉時代に鏡丹太夫という名主がいて、開拓を行った。現在も吉田越しの道に鏡峠というものがあつて、亀尾神社の祭祀にも鏡という名が残つている。<sup>(26)</sup>

幸いに同神社の祭祀の古い姿を記録した史料が地元に残つており、それを現在の祭祀と照らし合わせるにより、民俗的变化をも探つてみたいと考えている。

亀尾神社の祭祀に関しては一七九二（寛政四）年「氏神十二社権現様御祭儀式定帳」（以下「定帳」と略す）が伝えられている。<sup>(27)</sup>「定帳」のウラ書には「十座名頭中 二冊之内 預両横座置」と記されており、「定

帳」が作られた当時には左右の横座に一冊ずつ預けられたとされるが、現存の「定帳」は右横座（本郷名）である桂家に所蔵されている。この「定帳」が作成された詳細な背景はわかりかねるが、「定帳」の中に「式沙法」「作法」、儀定「規定」之事、前々之通り此度相改置申候儀定書之事」と記されているごとく、古式がだんだん乱れたので、一応古式に順次改訂して、文書にし、これを諸名頭が確認したものであると考えられる。

### （一）宮座の組織

亀尾神社の祭祀組織の現況からはじめよう。名主座は十名から構成されている。十名は左右に左座と右座に分かれていて、それぞれの名座に就く者を「名頭」と呼んでいる。

左座と右座の名は次のとおりである。

左座・・・助宗名・鏡 名・峠 名・梅田名・次郎代名  
右座・・・本郷名・高下名・吉野名・仲 名・賀千部名

十名のうち、左座の助宗名を左横座、右座の本郷名を右横座といい、左右の座の筆頭にあたる。左座と右座の間には、とくに身分的格差は見られないが、儀式上の式順が左座から右座へと交互に移動していくこと、祭祀の音頭は左横座によつて取られることからみると、左右の身分的優劣より、儀礼の中で左横座の役割が主導的であることがわかる。<sup>(28)</sup>これは前述した水室神社の祭祀でも同じことである。水室神社では、左横座である長久名の名頭は全体を取り仕切る座頭でもある。その座頭には、祭典準備の完了を知らせる七度半の使いを送り出す仕来りがあつたことも考えると、亀尾神社では左横座を座頭とは言わないものの、かつては他の名頭より優位な権限を持っていたと考えられる。

「名」は一定地域（土地）を指すことばで、その「名」の代表者を名

頭というが、今の名頭と名との歴史的関連性は不明確である。ただ、表5の寛政四年の本郷名の名頭は「前山根 与右衛門」であるが、現在の本郷名の名頭の屋号は「マエヤマネ」と呼ばれているし、前記の「定帳」も伝えられていることからすると、その筋を継いでいる可能性は、十分認められる。現在、この地域での名は一種の株として扱われ、名株を所有することによって名頭の地位が与えられる。つまり祭祀の資格は年齢順や入座順とは無関係で、名株を持つ特定の家筋に限って認められ、しかもその資格は固定的であり、世代を超えて受け継がれている。すなわち、祭祀の資格は個人に優先し、名株を所有する「家」の者なら誰でも神事に参加できる家格が重視されているのである。

また、名株はこれに付随している土地(名田)の売買によって移動するとされる。名頭の屋敷及び田畑などの売買によって、買主は新しく座の成員になることが可能である。また、所有していた元の名頭はその資格を失い座から外されることになる。

表5の亀尾神社の名頭一覧にみられるように、一七九二(寛政四)年の十名の中で梅田名と次郎名の名頭を大前善三郎が兼ねていたのは、恐らくこの時代にすでに土地の売買譲渡が行われていた結果によるものではないかと推測される。実際こうした事例は、民俗調査で一九九五年以降の名頭の変化についても同様の経緯が認められる。以下では、その変化の過程を辿ってみることにする。

現在の亀尾神社の祭祀組織は名株を所有する特定の家筋によって形としては十名の座を守ってきているが、一九五五(昭和三〇)年を境に座の内部における構成員の入れ替わりはさまざまな形で行われていた。表5から見ると歴史上の名の所在地と現在の名頭の部落が一致するのは十名のうち①助宗名・②本郷名・③鏡名だけである。こうした現象については次の経緯が見受けられる。

まず、名の売買による座の変化である。

一九六一(昭和三六)年の名頭のうち、左横座に当たる助宗名の福嶋重治氏(一義、下梅田部落)は元の名頭上田家が戦後まもなく千屋村に移住するようになり、同名頭の家を買って分家し、そのまま名頭を勤めるようになったという。

また、仲名の福田稔氏(野部落)の先祖が元の名頭の家が絶えたので、のちにその屋敷を買って分家(本家は吉野名を所有)し、名頭になったと伝えられている。<sup>(29)</sup>このように座への資格が個人ではなく家につく例は中国地方の村落祭祀には少なからず見られ、ひとつの祭祀形態として考えるべきではないだろうか。

次は、名頭の家屋敷の売買を伴わず、座への資格が得られたケースもある。つまり座を代償なしに譲渡することである。

峠名の伊田太吉氏(一美登、上梅田部落)は、終戦後、柴原文太郎氏(大原部落)から、高下名の柴原銀市氏(一算幸、上梅田)は、長谷川頼夫氏(木谷部落)から座の権利を譲り受けた経緯がうかがえる。

また、一九七〇(昭和四五)年頃には、名頭自ら座を放棄する場合もあらわれる。つまり、野部落に属していた吉野名・仲名・賀千部名の三人の名頭が、座の権利を譲ることを申し出たという。その結果、今の上梅田と下梅田、そして柳原の三部落が、一名ずつ分けて引き受けることになったという。更に部落の話し合いで吉野名は当時福嶋多氏に、仲名は田辺武夫氏(一薫明)、賀千部名は四木武志氏が受け、新たに名頭となっていた。ところが、その中の吉野名の福嶋氏は一年も経たないうちにやめるようになり、吉野名は宮に返納され、結局現在は部落総持ちとなった。現在、名頭を代行するのはその年の宮総代(下梅田)の役となっている。

ここまでわかってきた名の特徴を整理してみると、まず、名は一種の株(祭祀権利)として扱われていた。同時に名頭の地位は名株を所有することによって得られ、名株の権利を獲得した家によって継承されてい

表5 亀尾神社の名座一覧

名	名の所在地	寛政四年の名頭	昭和三十六年の名頭	平成十六年の名頭	名頭の部落名
①左横座 助宗名	下梅田部落	上代 甚右衛門	福嶋重治	福嶋三義	下梅田
③左二座 鏡名	柳原部落	中前 勘六	四木算男	四木恒	柳原
⑤左三座 峠名	木谷部落	上たわ 文右衛門	伊田太吉	伊田美登	上梅田
⑦左四座 梅田名	上梅田部落	大前 善三郎	市川政治郎	市川節夫	下梅田
⑨左五座 次郎代名	柳原部落	同 同人	桂米重	桂清	上梅田
②右横座 本郷名	上梅田部落	前山根 与右衛門	桂乙次郎	桂聖	上梅田
④右二座 高下名	大原部落	土井 平八	柴原銀市	柴原算幸	上梅田
⑥右三座 吉野名	野部落	下高下 次郎左衛門	福田吉太郎	宮総代	下梅田
⑧右四座 仲名	野部落	空ノ 吉兵衛	福田稔	田辺董明	下梅田
⑩右五座 賀千部名	野部落		大原孝行	四木武志	柳原

る。そして、名株は名頭の土地（屋敷及び田畑）についているとされ、名頭の家の売買によって、脱座と入座が繰り返されることになる。また、名株を半分手元に残して、残りの半分を売却すれば、座の権利は二人以上共有することもありうるが、現在、そのような事例は見当たらない。ここでもう一つ述べたいのは、いったん名頭になってしまうと、本家であれ、分家であれ、家格の差は見られないことである。そして、入座順や年齢順によって座順や役割が変わることがないことである。前述したように、昭和三十六年当時、吉野名と仲名は本分家関係で、分家の仲名が名株を獲得し、本家と同様、名頭になった例であるが、本分家の序列関係はまったく見られない。また、座の行事を主導的に司る座頭（助宗名）においても、名株の売買が行われ、受け継いだ人が座の首長になるわけである、しいていえば、名株さえ手に入れば誰でも名頭をつとめられるという構造は、日本の養子縁組みによる家継承の構造と通じるところがあるのではないかと考えられる。勿論、縁もゆかりもない他人がいきなり名頭に入ってくるわけではなく、少なくとも名頭を助ける寄子をつとめる等、自然に座のつとめ方を見習った土地の人の新人がごく一般的であるといえよう。

(2) 当屋と寄子  
高瀬地区においての当屋は、神社の祭祀に当たって、神事の準備を司る人、またはその家を指すことばである。とくに名主座による祭祀が行われる秋祭りには、名株を持つ十名の名頭の中から、一人の名頭が当屋をつとめる。当然、当屋の資格は名頭に限り、名頭でない人、当屋をつとめることはできないのである。亀尾神社では当屋を「当番」ともいい、その寄子集団を「当組」という。

当屋の順番は座順によって固定されている。前記の「定帳」には

当屋廻り之次第之事

助宗 吉野 次郎代 仲名 賀千部

梅田 鏡名 峠名 高下 本郷

右横座より左横座助宗名へ廻り申也

と記載され、右横座の本郷名より左横座の助宗名へと持ち回りとなっているが、表5の①から⑩までのように、現在の当屋順番とは異なっている。現在の当屋順番は左座の助宗名を起点にして右座の本郷名へと左右交互に一巡することになっている。したがって、一回当屋をつとめると、次は一一年目に当屋の順番が回ってくることになる。

当屋は祭りの前日から寄子を率いて神事の準備に執りかかる。このとき、宮総代は名頭の補佐役として寄子の指揮をとる。

当屋を務めるには、不浄とされるものにはかかわってはならない。

古くは祭りの一ヶ月前に当屋である名頭の家の縁側に、当屋組の寄子によって「湯垣」が作られていたといわれる。湯垣は新しい茅を二尺の

長さに切り、直径三寸余の束にして、これを四角に立て側面に同じ束をX字形に添えて縛ったもので、これに注連をはり、中に清浄な川砂を盛って御幣を立てて神を迎えた。この湯垣が作られると、その日から当役を務める名頭は奥の間に一人寝起きして精進潔斎の生活に入っていたといわれる。<sup>30</sup>湯垣は戦後廢れてしまい、現在は当屋の特別な精進は見られないが、平素から葬式への参列は避けるといったことは守られている。特に身内で葬式など不幸があった場合は当屋を務めることはできず、喪が明けるまで一年間は神社へ参ることは許されない。その代わり神事には宮総代が代役を務めることになっている。

次に、名頭以外の一般の氏子はどのようにして祭りに参加できるだろうか。

亀尾神社の氏子集団は上梅田、下梅田、柳原の三部落である。名頭以外の氏子一般は決して神事には直接携わることとはできない。かつては名域の田畑の耕作を行っていた名の作人たちは、自分の属していた名の名頭が当屋にあたると、その年の寄子の役に出なければならなかった。それは亀尾神社の祭祀がもともと名頭（当屋）と寄子たちの結合関係を表していた祭りでもあったことを意味する。したがって、寄子は属していた田畑が売却されると、寄子も自動的に買主に組み込まれる仕組みになっている。寄子の数は名によって異なっており、また一人で二、三名の寄子になることもあった。<sup>32</sup>

現在の当屋と寄子の結合は度重なる再編の結果であり、寄子は上記の三部落の中から組まれるようになった。即ち、当組の寄子の人数は一〇人と決まっており、家の順に寄子を務める。ただ、当屋と当組は必ずしも同一の部落から出るとは限らない。つまり、三部落をひとつにして祭りの度に十戸ずつ当組が組まれるので、年によっては、当屋の属している部落とは異なる部落から寄子が当組に入ることたびたびある。こうした当屋と当組の関係は、本来の名頭と寄子の結合をより現在化したも

のであると考えられる。

したがって、一般の氏子は当組（寄子）として当屋に属され、労役を提供するほか、宮掃除・給仕役・興守役・祭りの後始末を行う。このような行為を通して祭りに参加できるだけであって、決して主体的な立場にはなっていない。あくまで祭りは名頭が中心となっているため、今も儀礼の上では、名頭が寄子に対して上位の地位を示していることはまちがいない。

名頭と寄子との関係をうかがう例として、かつては神事以外においても名頭は寄子の経済生活に関与するが如き関係を有していたこと、名頭の法事に寄子が参加するのが慣行とされていたこと<sup>33</sup>からも、これらの関係が主従関係に基づいていたことは十分推測されるのである。その一端を前記の「定帳」に見ることができる。

即ち、「定帳」には

一、十座江給仕人式人也。

但給仕人皆々袴ヲ着給仕致シ申候。尤式人一度二両横座之前江参り畏り両手ヲツキ万事宜敷様ニ御指図被成被下候ト御断可申事ナリ。

とあり、給仕人の寄子が十座前に出て「両横座の前に参り畏り両手をつき云々」という姿から察すると、当時の名頭と寄子の関係はまさに隷属的な一面も呈している。

なお、「定帳」には祭りの当日に

「当屋組ハ朝之五ツの上刻二宮へ出候而着座之者ニ挨拶可申事」

と見られるように、寄子の名頭に対する礼儀作法まで言及され、極めて厳しい身分秩序のもとにおかれていたことを伺わせる。



このような前近代的で、封建的ともいえる名頭と寄子の結合関係は、戦後の社会状況と名主座そのものの変化とともに形式化されてきたといえよう。

しかしながら今日の祭りにおける寄子の役割は、祭りの準備と神事の脇役としての任務に限られている事実からすると、かつての名頭と寄子の関係とそれほど変わりなく、寄子自ら神事に直接関与することはまだ許されていない。このような名頭と寄子との主従的な関係が依然として保ち続けられていることは、やはり亀尾神社の祭りに村の歴史が投影されていることであり、「昔からそうやってきた」というような住民の意識が支えているからであるといえよう。こうした地域的特性は、座の閉鎖性に対する座外からの批判があり、座内でも後継者不足で名株を維持していくことが危ぶまれる家もある。このように座の内外は様々な変化の波にさらされている。こうした社会環境の中で、亀尾神社の祭祀組織は近隣の諸神社祭祀と比較して名主座からなる当屋祭祀の慣行が強く守られている例である。

### (3) 宮座の儀礼

#### 1 祭祀の準備

亀尾神社の名主座による祭祀儀礼は新暦一〇月二四日、秋祭りにおいて行われる。四、五年前までは、当屋は祭りの前日の昼から寄子を率いて準備に取りかかるのが慣行であった。しかし、最近では勤めに出る人の都合を考慮し、祭り当日の早朝から集まって準備を済ませ、昼過ぎからは式典に臨む傾向である。

ここでは、祭り当日の準備の様子から、当屋と寄子の結合関係の具体的な展開を示していきたい。

まず、一〇人の寄子たちが当屋に集合すると、当屋の挨拶の後、宮総代から本日の仕事の説明を受ける。宮総代は部落ごとに一人ずつで、こ

の日は三人とも参加し、当屋を補佐しながら、実質的に寄子たちの指揮にあたる。寄子は一軒一名で、原則としては成人男性が参加するが、家の都合によっては女性の参加も認められている。もし、事情があつて寄子に出られないときは、人に代わりを頼むこともある<sup>34)</sup>。

当屋での準備は、鳥居や境内を飾る注連縄（大三本、小二本）、神事に立てるヤシメ作り、御供え物の用意、御供餅（つくろい）を作る。その後、神社に移動して掃除を行う。この際、古い注連を下ろし、新しい注連を張り付け、幟を立てる。

御供え物について、「定帳」の「御神前備物之次第之事」に

- 一、御すい                   そなへ申也
- 一、御神酒                 式樽
- 一、白壺升                 御神前供米
- 一、白壺升                 祝詞態
- 一、白三合                 舞態
- 一、黒米壺升             御七五三下シ
- 一、黒米式升壺合       七度きよめ
- 一、黒米壺升             祝詞籤代
- 一、黒米六合五勺       荒草代
- 一、黒米壺升             御七五三上ヶ
- 一、清浄米                 当屋役

という記録が見える。御神酒の他に「御すい」と呼ばれる甘酒も造っていたことがわかる。御すいは猪口に水を入れて御供飯を浸したもので、「一夜づくり」とも言った。神酒は明治末まで寄子が当屋に集まって造つたと言われる<sup>35)</sup>。

現在、当屋の供え物は

白米（一升）、玄米（一升）、洗米（中皿一杯）、大根二本、芋の子、サヤ豆、サバ（二尾）<sup>(36)</sup>、果物、神酒

である。ところが、魚について「定帳」には「鳥井」鳥居「ヨリ上江肴類一切不可入事」と、いわゆる生物を禁じてあるが、供え物に魚がいつから登場したのかはわかりかねる。御供餅は「定帳」に従い、白餅三升と小豆餅三升をもって作る<sup>(37)</sup>。

祭りの費用については、「定帳」に

一、米式斗 神田地利米

一、同五斗 村割二可入

メ七斗也

其外餘分之用御座候時ハ當や組ニ而割符可致ス者也

一、當屋組白米壹升宛持寄也

但薪木壹可ツ、ざうじ物持寄也

と記されており、当屋には神田の地利米と村割の米が当てられたが、そのほかの不足分については当屋組である寄子に割り当てられていた。このような慣行は明治以降も続けられたといわれている<sup>(38)</sup>。また、当屋組は各自白米一升と薪一荷、そして掃除道具を持参することになっていた。村割の米を集めて廻るのも寄子の任務であった。

神田は戦前まで五畝あって小作に出されていたが、戦後の農地改革によって失われたとされるが<sup>(39)</sup>、調査で、梅田から柳原部落に入る道路に面した所（亀尾神社の西側）に約二反ほどの田があり、現在の住民の一人が小作していることがわかった。現在、村割の米はなくなり、神田の小作料と各氏子から集めたお初穂で祭典費と諸費用に当てている。

神社での準備が整ったところ、宮総代が神主を迎えに行く。氷室神社と同様、現在亀尾神社にも専属の神主はいない。「定帳」の最後の、「十

座名頭連印」のところに「神主石垣和泉」と連名されているように、村部落にある石垣家が氷室神社とともに先祖代々神主をつとめていたと伝えられているが、今は三坂にある杉門神社の神主である藤家氏が一九六〇（昭和三五）年ごろから氷室・亀尾の両神社の神主を兼務している。

神主はまず、神社に着くと本殿に上がり、祝詞を捧げる。それから半紙で七五三につける七五三の子をつくる。それが済むと当屋に向いて、お祓いを行う。

近年まで当屋は宵宮から翌朝まで神主が過ごす「ヤド」の役割も担っており、神主が当屋に泊まるのが慣行となっていたが、最近は当日に来る。また、前日に祭りの準備を行ったときは、作業が済むと、当屋では神主も混じり、寄子たちの労をねぎらって酒宴が開かれていたが、当屋の負担の増加もあり、準備が当日になってからは自然に見られなくなったことは、ごく最近の変化のひとつである。

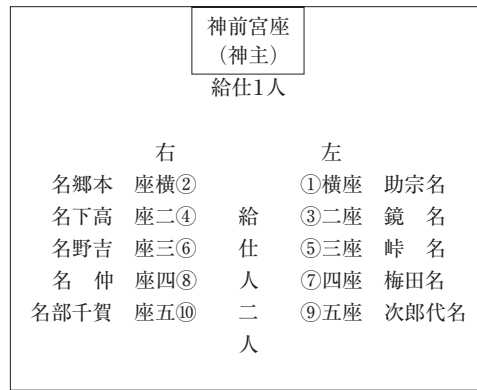
## 2 秋祭りと言座の儀礼

神事の準備を整えると、寄子たちは名頭を待つ。「御祭り當日ニハ當屋組ハ朝之五ツの上刻ニ宮へ出候而着座之者挨拶可申事」と「定帳」に記されているように、早朝から祭りの準備を終えて先に「名頭」を待つと、各名頭は羽織・袴に正装し、参上する。名頭全員が出席しないと、さいの神事は始まらなかったといい、氷室神社のように寄子が座頭を迎えに行く「七度半迎え」の仕来りは見られないものの、いかに名頭が権威を振るっていたかを窺うことができよう。

祭りはまず、境内の中庭で行われる「湯立」から始まる。これは、神主が湯に浸した笹の葉で神殿周囲を清めることである。午前中は主に拜殿で「氏子入り」が行われる。新しく生まれた子や結婚などで新たな住民になった人が、祭りを迎えたこの日を機に氏神に参り、清めてもらう

ことで「氏子入り」を達成することになる。  
 午後一時ころになると、氏子の子供たちが当屋に集まり、「頭うち」<sup>(4)</sup>を行う。この際、寄り子の一人が幟を一本持ち、「頭うち」を迎えに行く。その後神社に戻ると、境内で再び「かしらうち」を披露する。  
 一時半ごろ、秋祭りの祭典が始まる。

図2 亀尾神社の名主座の配置



宮座の儀礼は次の順に行われる。

「座張り」

羽織袴姿の十人の名頭が、図2のように①から⑩まで拝殿の定められた座につく。各座の前には大・中・小の三つの椀と、白の小餅・小豆餅(各五個)・サヤ豆をのせた角膳が置かれ、二人の寄子が左右について給仕役をつとめる。また「定帳」にも見られるように、このとき、神主は名主座とは別の神前の前に設けられた席に座る。「定帳」には、これを「神前宮座」といい、一人の寄り子が給仕役をつとめる。

「露払いの御礼」

まず、①左横座助宗名の名頭が盃を持ち、「露払いの御礼を申し上げます。宮座に上がりましたか」と尋ねると、神主より「はい」と返事する。すると、一同、給仕人が注いだ御神酒を飲む。今度は②右横座本郷名の名頭より①と同様の口上を述べ、「はい」の返事と同時に御神酒をいただく。続いて③から⑩までの名頭も同じ作法を繰り返し、その都度、名頭一同御神酒をいただく。

露払いの御礼が終わると、続いて二献目の御礼が始まる。

「二献目の御礼」

「二コメの御礼を申し上げます。宮座に上がりましたか」と助宗名の名頭が口上を述べる。神主より「はい」と返事をする、一同御神酒をいただく。やはり同じく本郷名の名頭が口上を述べ、全員で御神酒をいただく。その後を追い、③から⑩までの名頭も同じ作法を繰り返し、その都度、名頭一同御神酒をいただく。

以下も同じ順序によって儀礼が行われる。

「イモノコの御礼」

①から「イモノコの御礼を申し上げます。宮座に上がりましたか」と尋ねる。すると神主が「はい」と答える。御神酒と一緒に蒸した芋の子(里芋)を食べる。②から⑩まで同様に繰り返す。

「サヤ豆の御礼」

①から「サヤマメの御礼を申し上げます。宮座に上がりましたか」と尋ねる。神主より「はい」と返答すると、注がれた御神酒と一緒に枝についたままゆでたサヤ豆を食べる。②から⑩まで同様に繰り返す。

「ご飯の御礼」

①から「御飯の御礼を申し上げます。宮座にありがとうございましたか」と尋ねる。神主より「はい」と答える。この儀礼は、実際ご飯は出さず、御神酒だけを飲む。追って②から⑩まで同様に繰り返す。

以上ですべての御礼行事が終わるわけであるが、しかし、これを「定帳」と照らし合わせてみると、

一、左座よりも露拂之御禮申也、右座より同断左も右も次第々々ニ右同断也

一、二盃めの御禮申ますと申也宮座より答ル

一、三盃めにハぼうるいの御禮申也宮座より答ル

但ぼうるいとハいもの子の汁なり

一、四盃めにハ下夕膳の御礼申也

但下夕膳とハ笹葉を組ゆで豆と割大根ともるなり又壺組にハ

ふき菜をもるなり

此式品ぜん二居出スなり汁は大根をろしのみ也汁びしゃくニ

ハゆすのがわを致ス也

一、五盃めにハ京の飯とて御めしをもる上ニ又飯少シ宛置なり是を

ごはんと申也又給仕人膳ニ箸を居一膳宛持參致セバ其はしニて

其ぜん二ごはんを取置其時ごはんの御禮申也 又名頭人足式人

ツ、連申也人足衆へも御膳を居申也めし後二酒をまわし申也

のように、名称とその内容が今はかなり改変されていることがわかる。

「二盃目」は「ニコンメ(二献目)」をさし、「イモノコの御礼」は「ぼうるいの御礼」といい、「いもの子の汁」を意味しているが、今の儀礼

では里芋を蒸したものが使われている。四献目は「下夕膳の御礼」とし、「下夕膳とハ笹葉を組ゆで豆と割大根ともるなり云々」とある。五献目の「御飯の御礼」には、「京の飯とて御めしをもる上ニ又飯少シ宛置なり是をごはんと申也」となっているが、これはかつての代城の倉嶋神社の儀礼に見られる円錐形に高く盛りあげた御飯を連想させるが、亀尾神社の御飯の御礼は見られない。また、御礼が終わると、当屋以外の名頭に帯同した「人足衆」にも御膳と酒が廻されたこともこの祭りの特徴である。

「御神幸」

御輿を担ぐ役の寄子を輿守こしもりという。まず、ハ人の輿守が白装飾に着替えると神主から清められる。それから拜殿の収納の中に収めておいた御輿を拜殿に運び出す。神主が本殿に上り、御神体を胸元に隠すようにして持ち出し、ウーと声を立てながら御輿の中に収める。当屋には金幣、他の名頭に白幣の御幣が渡される。御輿は境内を一周したあと神事場に向かう。「定帳」の「御幸行烈マツ」には

一、御輿并神主御友 但輿守ハ當組

次に

一、祝詞御幣 助宗并本郷

次に

一、御當祝詞御幣式本之内當年當ハ御輿より跡ニ付なり

次に

一、御神膳三ぜん 鏡名 高下名 峠名

并御宝物持三人座之内より其外御神具當組より持なり

次に

一、通り物品々々ニより出来申候

次に

一、獅子 先拂 大鼓

とある。御幣の順序は助宗名と本郷名に続き、当年の当屋がその後にくようになっていく。御供物は鏡名・高下名・峠名と決められているが、現在ははっきりとした決まりはない。「御宝物持三人座之内より」とあるが、「御宝物」が具体的に何を指すものであるかは今日の儀礼ではわかりかねる。

現在の御輿の行列では先払い（若連中）・獅子・太鼓・神輿・神主・名頭・総代・供物・幟の順に後を追う。御輿は神社の下の「御神事場」まで御神幸を行う。このとき、境内にいた一般の氏子や道ばたで見守っていた氏子が自然にその後を追いつき、行列に加わる格好になる。神事場は前述の神田より少し西の細い道路わきに面した山の裾に位置し、ヤシメが立てられてある。御輿を置ける平らな石が設置されており、その上に御輿を置いておく。御輿の前に板状の台をもうけ、白米・玄米・大根・神酒を陳列しておく。また、一〇本の御幣もその前に並べる。神主が音頭をとると一同は道ばたにひざまずき、頭をさげる。神主が一人ひとりの頭に御幣を当てながら清める。また御輿に向かってお祓いの祝詞を唱える。その後、御神酒が配られる。この行事が終わると、御輿はすぐに神社に戻らず、家屋の新築や増築等のめでたい家にお祝いに行く。そのような家では敷地内を御輿で一周したあと、床の間のある座敷に御輿を担ぎ入れる。神主が家人と神棚を払い清める。それから主より神主及び御守は酒・肴で接待される。

御神体をのせた御輿が神社に戻らないかぎり、次の行事が進まないが、祝いに行った家が多かったり、ご馳走によべれたりするとなかなか腰を上げようとしなない。ある年は夕方になろうとしているにもかかわらず、御輿が戻らず、困り切った神主が呼び戻しに行ったこともあるという。

御輿は神社に戻ると、境内を左の方へ一周してから拝殿に入る。神主が祝詞をあげ、一同、二拍二礼の後、御神体が本殿に戻されると、御輿も元どおりに納められる。

「当屋渡し」

御神幸の行事が終わると、神主と名頭が本来の席に着座する。神主と名頭の立ち会いのもとに、本年度の当屋が来年度の当屋に「当屋渡しいたします」というと、来年の当屋が「お受けいたします」と返事する。すると、両当屋には神主が、他の名頭には給仕人が御神酒を注ぐ。最後は神主が御幣で一同を清め、宮座の儀礼はすべて終了する。

「当屋渡し」についても「定帳」に

一、年當御神樂相濟来年當渡シ

次に

一、十座より御酒差上ケ申也

其時神主鼓腰を懸ケ玉ふなり其時十座ヨリ小うたい一ツツ、うたい可申也

次に

一、給仕人式人せんに盃五ツツ、居へ神主の御酒其盃へ請ケ横座へ居へ横座より座中へくばる也

一、六盃めにハ直しきかつき也

一、七盃めにハ御すい 但此時餅を盛ルなり

と見られ、当屋渡しの後も「小唄」や「直しきかつき」、「御すい」があったが、現在はいっさい見られない。

また、「定帳」に、来年当に「幟櫃幟さおを来年當へ相渡ス定メ二而

御座候也」とあるが「幟櫃幟さお」は祭り終了後、神社に収納しておくだけである。当屋を受けた家には「御七五三上ケ」が行われたが、今日は省略されている。

儀礼が終わったところで、来年の当屋に御供餅が渡される。来年の当屋はその組内の寄子に「来年当屋を受けましたので、よろしくお願ひします」と挨拶をし、御供餅を配る。また、一般の氏子たちには半紙に包まれた「御洗米」と神社の札が配られる。なお、この日を機に祭りの後片付けは来年の当屋組が行うことになっている。

#### (4) 亀尾神社の祭祀構造と特質

ここまで、亀尾神社の祭祀を、組織と儀礼の両側面から見てきた。地縁に基づく名主と寄子という結合関係が改めて浮き彫りになってきた。ここではもう一度名主座による当屋制祭祀の特質を明らかにしたい。

かつて美作地方を調査された肥後和男氏は、同地の祭祀組織の特質を、①特に名主座的性格が強いこと。②株座であることはもちろんであるが、座席が固定して、年齢によるスライディングが行われないこと。③それだけ年齢階級的構造が乏しいこと。④歴史的には荘園体制に深く結びついているらしいこと。⑤そのため株といっても昔の名主と作人の結合関係を持っているらしいこと<sup>(42)</sup>を列挙しておられる。もつともな指摘であり、このような特徴は、新見庄の祭祀においても極めて顕著であるといわざるを得ない。

それでは、まず亀尾神社の名主座の全体像をみてみると、一〇人の名頭からなる本座と神前宮座の神主、そして三人の給仕役から構成されている。本座は左座と右座に五人ずつ分かれていて、特に左座の助宗名の名頭を座頭と称し、座のリーダー的な役割が目立つ。名頭はその資格が名株の所有によって保持される。名株とは名頭の屋敷と田畑を意味し、その売買ないし譲渡によって名の権利も授受される。現在の名頭の中

にも、こうした事例が確認できる。

名頭は名の順番に基づき、当屋をつとめる。当屋は、当組という組織を有する。当組は、氏子の下部組織である。つまり、氏子集団が祭りになると、いくつかの組として編成されて機能するので、氏子は当組として祭りに参加するのである。氷室神社の長久部落にも氏子が当組として機能していることがわかる<sup>(43)</sup>。その人数または戸数は限られていて、亀尾では三部落の中から一〇人と決められている。こうした当屋と当組の関係はまさに名頭と寄子の結合関係をより具体化したものとされる。名の代表者である各名頭には、名域で小作をおこなっている寄子をその系列に持ち、様々な面において主従関係を示してきたといえよう。その頂点に立つ名頭は終戦直後まで神事外においても彼ら寄子の生活関係に関与するが如き関係を有していたとされる<sup>(44)</sup>。

このような名頭―寄子関係は儀礼においてはいつそう明白にあらわれる。名頭中心に神事が営まれ、寄子衆は給仕役や興守などの補佐役が求められる。そればかりではなく、「定帳」に見られたように、祭りにおいて当屋組の寄子には経済的な負担も課せられている。

このように寄子の名頭に対する隷属的ともいべき立場は、近代において宮座制の改変とともに克服されてきているといえる。とはいっても氷室神社にしろ、亀尾神社にしろ、名主制による当屋祭祀は依然として行われており、名頭と寄子の関係も当屋祭祀の基本構造をなしていることは変わりはない。こうした両者の力学関係は一時、座外から、座の封建性を批判する声<sup>(45)</sup>につながる原因でもあった。

#### おわりに

村落社会は生活共同体であり、信仰共同体でもある。村が変わると信仰の有り様も変わっていく。新見庄という歴史的背景を背負って行われ

てきた宮座祭祀とはいえ、その共同体における歴史性を意識しえなくなると変質を余儀なくされてしまう。今まで見てきたように氷室神社と亀尾神社の名主座による祭祀組織は戦後、特に一九五五（昭和三〇）年代を境に大きく改変した。その一連の変化の過程はすでに述べた通りであるが、そのような変化をもたらしたのもっとも大きい原因は共同体社会そのものの変化である。とくに氷室神社はかつて村社として機能し、高瀬の全域から信仰を集めてきた。それはある意味で当時はまだ名頭たちの影響力が残っていた時期でもある。土地を持たない小作人にとっては名主との関係は生存の問題であつたに違いない。ところが、戦後、農地改革によって小作人も土地の所有が可能になると、だんだん名頭と寄子の結合関係が薄れていく。自然に名頭の影響力も弱まっていくことになる。

今度は祭りとなると、名頭のほうから住民に頭を下げ、寄子の役を頼まなければならない。寄子の協力が得られなければ当屋もつとめることができないのが現実である。それに当屋にとっては経済的負担は増えるばかりである。それに、かつての村社としての機能が失われていたため、部落ごとに氏神を祀っている現状においては氷室神社の祭りは「よその祭り」であるとの認識が広まり、仲村部落と長久部落を除いて次々と離れてしまう。これが一九五〇年半ばまでの高瀬の実態であつた。この両部落を氏子にし、再編したのが今の祭祀組織である。こうした社会的状況は亀尾神社においても当てはまるものである。しかし、現時点では氷室のほうで亀尾より宮座組織の崩壊が進んでいるといえよう。両神社とも構造的に等しい祭祀組織を持ち、過疎と高齢化にさらされているのであるが、祭りのにぎやかさと住民の関心度は亀尾のほうが高い。その差はどこにあるのだろうか。そのひとつの手がかりは、亀尾の祭りには宮座とは別途の小学生が中心となる獅子祓いからヒントを得ることができよう。獅子祓いは三部落で集められた一〇人前後の小学生以下の子どもたちを中心に、獅子役の大人とともに行う一種の芸能である。子どもは

親と経験者の指導で練習に励み、祭りの日に境内で披露する。それから当屋の家に移り、獅子祓いを披露する。こうした一連の過程は親や祖母が見守る中で行われるので、その周辺はひとたまりができ、まさに田舎らしい祭りの情景が演出されるのだ。こうした光景は氷室では見られない。名頭や当番の寄子以外の、子どもや女性の姿はほとんど見られない。お参りする住民も疎らである。また、亀尾では、過疎とはいえ出来る限り祭り文化を子どもたちに残そうとする意識の末端が感じられる。獅子祓いはその表れでもある。

このように構造的にほぼ同一の神社祭祀が、その伝承への思いによってその存在意義を異にしている地域祭祀であるといわざるを得ない。案の定、二〇〇五年以降氷室の宮座組織は格段と変質してしまう。当人や家族の高齢化、後継者の不足を理由に名を手放す名頭が続出し、現状のままでは祭祀を維持できなくなった困難に直面した。ついに名主座の存廃が取り沙汰されはじめた。

最後に、筆者が目当たりにした宮座の変質していく経過を紹介し、民俗社会の成り行きを考えるきっかけにしたい。

まず、二〇〇六年一月八日、長久部落の初寄合の時、秋祭りの当屋について若干の話があつたようである。今まで六名を長久三名、仲村三名ずつ（そのうち一名ずつは部落持ち）分けて持っていたが、去年の秋祭りあたりから仲村部落の名頭二人が辞める意思を表明し、長久部落も一人が辞めてしまったので、実際に残っている名頭は長久名（大原家・井田家）だけになる事態となつてしまった。しかも、今年の当屋は長久名の井田家であるが、当人の井田氏は仕事の関係で早くから山口に在住しており、祭りには戻っては来るが、現在病気を患っていることで、どうやら今年は当屋をつとめることが難しい状態となつた。それで大原家の人より「もし、井田さんが当屋を出来んようになったら、うちも半名を持つているし、代わりにやってもかまわん」というような趣旨の発言を

したという。事実、半名は丸名より当屋が廻ってくるのが倍以上（二二年目）もかかるので、今回代わりに当屋をつとめてもそれほど負担にならないと、自ら当屋を受け継ぐことを提案した。しかし、このときは話題だけであって、結論は出なかった。

六月一六日、夏祭りの時、再び改革の話が出たが、結論は得られなかった。

一〇月八日、宮総代の寄合が開かれ、古式の存廃を問う氏子総会を一五日に開くことを決定した。

一〇月一五日、午後七時、高瀬公民館（仲村部落に所在）で氏子一同が集まる<sup>(46)</sup>。

両部落合わせて三九軒（二〇〇六年現在）のうち、二二軒の代表（うち女性一人）が参加（委任状を出した家は別途）された。宮総代長から古式を続けるかどうかの提議があり、それぞれの賛否の意見が出された。結果的には挙手評決によって存続が決まったが、従来の名頭を廃止し、その代わりに両部落の三役が名に座り、部落が当屋を受けることにした。また、もともと当屋の資格がない「三人宮座」は本人らが希望するかぎり役をつとめてもらうことを決めた。

以上で、一時廃止になりかかっていた当屋祭祀が、その内部においては変形したものの、外見的には名主座の面影を留める形をとった。しかし、先祖代々名頭をつとめてきた長久名だけに、一人でも当屋をつとめようとした大原家の意思が反映されなかったり、「三人宮座」の存在も最初から論外とされたりして、今後の進展によっては新たな葛藤も孕んでいるといわざるを得ない。実際、その後の祭りの観祭では両部落の三役、つまり部落長・副部落長・会計が宮座をつとめるが、儀礼に対する見習いや事前学習がなまなま儀礼に臨んでいたため、右往左往するはかりだった。結局、前座頭であった大原家の指図に頼り、神事を終える羽目になった。このような水室神社の変質は民俗の伝承母体である地域社

会が、これらの民俗といかに向き合っているのかを見せ付けられた一例であり、地域民俗の現在と未来を考えるうえで、今後の展開に注目していかねばならない。

註

- (1) 肥後和男「美作の宮座」『美作の宮座』(和歌森太郎編)吉川弘文館、一九六三、一九三頁
- (2) 平山正道「岡山県新見地方の宮座・(統)」『岡山民俗』第九一号・第九二号 共に一九七一
- (3) 加原耕作「神社祭祀」『新郷・美甘の民俗』岡山県教育委員会、一九七三
- (4) 長谷川明「新見庄の宮座」『新見庄』備北民報社、一九八三
- (5) 崔杉昌「備中高瀬における民俗宗教の変容について」『日本学報』第十一号、大阪大学文学部日本学研究室編、一九九二
- (6) 同「旧新見庄の神社祭祀」『佛教大学大学院紀要』第三三号、二〇〇五を参照されたい。
- (7) 神郷町は二〇〇五年三月三一日を期に、大佐町、哲多町、哲西町とともに新見市に合併した。本稿で取り上げる数字のデータは合併以前の町時代のものである。
- (8) 「部落」という言葉が差別用語として受け取られかねないという理由から平成一四年から「地区」と変更した。しかし、地元ではまだ「部落」の方が多く使われている。
- (9) 仲村部落の石垣家の先祖が水室神社の神主であったとき、その家に火事が起こり、宮関係の文書を消失してしまったと言われる。石垣家の屋号ヨコヤは神主の家を意味すると言われる。また、亀尾神社の寛政四年の文書には「神主 石垣和泉」と出ており、石垣家の祖先と推測される。
- (10) 『神郷町史』神郷町、一九七二、四二二～四二三頁
- (11) 加原耕作「神社祭祀」『新郷・美甘の民俗』(岡山県教育委員会編)、一九七三、六一頁。その他の歴史的研究としては、我妻建治「新見庄の「村落」の構成的展開(上)・(下)」『日本歴史』第一二〇号・二二二号、一九五八)を参照されたい。
- (12) 一九八〇年代半ばから一九九〇年代初めまでの、調査当時の名頭は大原真一氏(大正二二年生まれ)である。彼は一九五二年から名頭をつとめている。現在は息子の公仁氏が継承している。
- (13) 崔杉昌「宮座と村落共同体の一考察―岡山県神郷町高瀬の事例を中心に―」『待兼山論叢』第三二号日本学編(大阪大学)、一九八八、四頁。水室の氏子はホウノ



- ウキで下駄を拵え、入ってはいけないと言ひ伝えられている。
- (14) 崔杉昌「備中高瀬における民俗宗教の変容について―宮座の事例を中心に―」『日本学報』第十一号 大阪大学文学部日本学研究室、一九九二、二九〇―三〇頁
- (15) 長久部落長持ち廻しの帳簿の記録によるものである。
- (16) かつては、当屋になると正月には家の周りに注連を張ったり、竹を立てたりした(大原真一氏、大正二二年)。戦前は他部落からも四〇人ぐらいの寄子が当屋に集まって、注連を飾ったことがある(長谷喜代蔵氏、明治三六年生まれ)といわれる。
- (17) 「ヤシメ」は上梅田部落の亀尾神社にも見られるが、祭りの標と考えられており、神輿が巡行する聖なる場所として認識されている。
- (18) 神主が当屋に泊まるのは伝統的慣行というより、交通の便が悪かった時代、他所から来られる神主に対する礼遇の次元で行われたと思われる
- (19) 長久名の大原氏によると、本来は左座と右座が交互に供え物を神殿に捧げる行事であったという。しかし、現在は「新式」の時に供えておくので、これを確認しながら座の成員たちが共食する意味があるといえよう。
- (20) 高橋統一「宮座制覚書」(『民族学から見た日本』) 河出書房新社、一九七〇を参照されたい。
- (21) 関敬吾「宮座研究の一つの問題点―秘密結社としての宮座」『関敬吾著作集』七民俗学の歴史、同朋舎出版、一九八一、二四〇頁
- (22) 水室神社の夏祭りには「名主座」の儀礼は見られず、名頭も一般の氏子同様に参加している。
- (23) 安藤精一「近世宮座の史的研究」吉川弘文館、一九六〇、三頁
- (24) 備中国新見荘は現在の新見市と神郷町に広がっていた荘園で、初めは皇室領、鎌倉時代末からは東寺領となった。旧新見庄の史料としては東寺百合文書ク、備中国新見庄史料(瀬戸内海総合研究所編)などがある。
- (25) 「神郷町史」一九七一神郷町役場、四二〇―四二二頁
- (26) 同上、四二二頁
- (27) 亀尾神社はもと十二社権現と称されたという。天正三年(一五七五)勝ガ城の城主安原彦左衛門が当時高瀬村に大悪疫が流行したので十二神を祀り権現様とした(『高瀬物語』)。
- (28) 座が左右に分かれている場合、どちらかといえば右座より左座の方がやや格が高いと見なされている。伊藤幹治「宮座の三分制とその象徴的世界」『宗教と社会構造』弘文堂(一九八八)を参照のこと。
- (29) 加原耕作 前掲書、五五頁
- (30) 『岡山県史』第十六巻民俗Ⅱ一九八三、五一頁
- (31) この近隣では千屋代城部落にある倉嶋神社で一九八一年まで「イガキ(湯垣)」がつくられていた。第五章を参照されたい。
- (32) 長谷川明「新見庄の宮座」『新見庄』備北民報社 一九八三、二五五―二五六頁
- (33) 平山正道「岡山県新見地方の宮座」『岡山民俗』第九二号 一九七一、三三三頁
- (34) その年に自分の家や親戚に葬式があった場合、家の順にしたがい、来年の寄子と替わってもらうことになっている。
- (35) 加原耕作 前掲書 五六頁
- (36) サバは必ず「頭付き」のものに限る。水室神社では鯛を供える。
- (37) 小豆餅は餅米と小豆をいっしょに混ぜて搗いたもので、薄いアズキ色を帯びている。
- (38) 長谷川 前掲書 二五七頁
- (39) 加原耕作 前掲書 五六頁
- (40) 石垣和泉は中村部落の石垣家の先祖に当たる。屋号はヨコヤであるが、これは昔、水室神社のヨコに神主であった石垣家の家があったことを意味する。
- (41) 町指定無形文化財で、戦国時代伯耆より伝わったとされる男児の舞を旧楽といひ、約六〇年前備後から伝わったとされる「かしらうち」を新楽という。旧楽は小学校四、五年の男の子一〇人が中心になって行われるが、少子化で数が子供不足のため、女の子も加わっている。新楽は若連中が扮する天狗(二人)・獅子(二人)が登場する。
- (42) 肥後和男「美作の宮座」『美作の宮座』吉川弘文館、一九七四
- (43) 崔杉昌「宮座と村落共同体の一考察―岡山の神郷町高瀬の事例を中心に―」『待兼山論叢』第三二号(日本学編) 大阪大学文学部、一九八八を参照されたい。
- (44) 平山正道 前掲書 三頁
- (45) 座の封建制に対する民主化の声が上がり、一時は氏子全員を順番制にし、当屋を廻したことがあった。しかし、その年、当屋になった家から不幸が続いたため、元どおりのやり方に戻したこともある。
- (46) 長年この地域でフィールド・ワークを行ってきた筆者はこの日の寄合にはオーブザーパーとして参加させていただいた。ここに謝意を表したい。
- (佛敎大学非常勤講師、国立歴史民俗博物館共同研究協力者)  
(二〇〇九年)〇月二日受付、二〇一〇年五月二五日審査終了

<資料>

高瀬村氏神十二社権現御祭儀式定帳

「 十座名頭中  
寛政四年 二冊之内  
預両横座置  
氏神十二社権現様御祭儀式定帳  
子九月吉日  
横座右座  
与右衛門 」（表紙ウワ書）

高瀬村氏神十二社権現様御祭り之次第

式沙法儀定之事 前々之通り此度相改置申候儀定書之事

當屋廻り之次第之事

助宗 吉野 次郎代 仲名 賀千部

梅田 鏡名 峠名 高下 本郷

右横座より左横座助宗名へ廻り申也

御神前備物之次第之事

一、御すい	そなへ申也	一、御神酒	式樽
一、白壺升	御神前備米	一、白壺升	祝詞熊
一、白三合	舞熊	一、黒米壺升	御七五三下シ
一、黒米式升壺合	七度きよめ	一、黒米壺升	祝詞筵代
一、黒米六合五勺	荒草代	一、黒米壺升	御七五三上ケ
一、同清浄米	當屋役		

備餅之次第之事

一、餅三膳	御本社御神前本膳	一、同壺膳	木山之助
一、同壺膳	御幸行備ル	一、同數拾貳	五社七社へ
一、同四ツ	獅子駒狗	一、同拾八	山神拾八社
一、同貳ツ	門摩守人	一、同壺膳	拾座 茶子もち
一、同拾膳	拾座へ居ル	一、同壺ぜん	年當
一、同三膳	来當 但内 壺ぜん當屋渡シ	壺ぜん道打 壺ぜんゆきかき	
一、同壺膳	御神事之御役者へ居ル	一、同壺膳	傳九朗へ一代居ル也

但シ壺膳ニ付餅十宛内式ツ宛小豆もちなり、

餅數惣合式百五拾六ツ也

○十座列之次第

---

	座	座	座	座	
	二	三	四	五	
	名	名	田	代	
				郎	
	鏡	峠	梅	次	座の給仕人左右江入替り申事堅無用之事
座 左 宗 助					壺人
					給仕二人
座 右 郷 本					壺人
	高	吉	仲	賀	
				千	
	下	野	名	部	
	二	三	四	五	
	座	座	座	座	

一、神前宮座江給仕人壺人也

一、十座江給仕人貳人也

但給仕人皆々袴を着給仕致シ申候尤貳人一度二両横座之前江参り畏り両手をつき万事宜敷様ニ御指図被成被下候と御断可申事なり

一、夫より銚子と盃と持参致シ両横座之前へ一度ニ参り申也

一、左座よりも露拂之御禮申也、右座より同断左も右も次第々々ニ右同断也

一、二盃めの御禮申ますと申也宮座より答ル

一、三盃めにハほうるいの御禮申也宮座より答ル

但ほうるいとハイもの子の汁なり

一、四盃めにハ下夕膳の御礼申也

但下夕膳とハ笹葉を組ゆで豆と割大根ともるなり又壺組にハふき菜をもるなり

此貳品ぜんニ居出スなり汁は大根をろしのみ也汁びしゃくニハゆすのがわを致ス也

一、五盃めにハ京の飯とて御めしをもる上ニ又飯少シ宛置なり是をごはんと申也又給仕人膳ニ箸を居一膳宛持参致セバ其はしニて其ぜんニごはんを取置其時ごはんの御禮申也 又名頭人足貳人ツ、連申也人足衆へも御膳を居申也めし後ニ酒をまわし申也

右皆々座中之御膳を取引下ケル也

一、夫ヨリ入座御座候而十座江祝詞御幣戴ク次第

左横座助宗より戴キはじめ右横座江戴くなり夫より次第々々なり

一、入座御神楽 御座候也

次に

一、助宗 本郷 次に左右次第々々相濟候上 惣氏子中御神楽御座候

次に御幸行烈

- 
- 一、御輿并神主御友 但輿守ハ當組  
次に
- 一、祝詞御幣 助宗并本郷  
次に
- 一、御當祝詞御幣式本之内當年當ハ御輿より跡ニ付なり  
次に
- 一、御神膳三ぜん 鏡名 高下名 峠名  
并御宝物持三人座之内より其外御神具當組より持なり  
次に
- 一、通り物品々年々ニより出来申候  
次に
- 一、獅子 先拂 大鼓  
右御幸行相濟候而  
婦宮神御座候後之烈
- 一、年當御神楽相濟来年當渡シ  
次に
- 一、十座より御酒差上ヶ申也  
其時神主鼓腰を懸ヶ玉ふなり其時十座ヨリ小うたい一ツツ、うたい可申也  
次に
- 一、給仕人三人ぜんに盃五ツツ、居へ神主の御酒其盃へ請ヶ横座へ居へ横座より座中へくばる  
也
- 一、六盃めにハ直しさかつき也
- 一、七盃めにハ御すい 但此時餅を盛ルなり  
次に
- 一、幟櫃幟さおを来年當へ相渡ス定メ二而御座候也
- 一、當屋二而 御七五三上ヶ之事
- 一、内神江 俗人一切不可入事
- 一、鳥井ヨリ上江 肴之類一切不可入事
- 一、餅米貳斗 内貳升小豆
- 一、米三斗 酒米内壺斗糶代
- 一、米壺斗貳升 京の御めし米
- 一、紙三丈 内三折壺丈中折壺丈同壺丈當屋遣紙
- 一、貳本 酒びしゃく
- 一、貳ツ ゆず 但汁びしゃく
- 一、壺ツ 酒こしごうき
- 一、味噌鹽あかし松 買物
- 一、米貳斗 神田地利米
-

一、同五斗 村割ニ可入

メ七斗也

其外餘分之入用御座候時ハ當や組ニ而割符可致ス者也

一、當屋組白米壺升宛持寄也

但薪木壺可ツゝごうじ物持寄也

一、高式斗 宮定引 享保十六年ニ御神様より寄符

一、例年九月廿四日 十二社権現様御祭り日也

但宮中庭さうじ宮の馬場さうじの儀ハ當屋組ハ不及申惣氏子中より可致ス儀定也

一、八七五三引申事ハ當也組より可致儀定也

同七五三をろし申事も當組よりばんニ下ロシ申也

一、御祭り當日ニハ當屋組ハ朝之五ツの上刻ニ宮へ出候而着座之者挨拶可申事 座着

之者ハ同五ツ之中刻より下刻迄ニ可出事夫より四ツ迄ニ儀式沙法相勤九ツニハ御幸行可仕事ニ候定メ

右之通り前々より祭り仕来之次第定メ書 古帳を改新に仕十座得心之上ニ而相定申事相違無御座候後々年ニ至ル迄此通り相用申候者也

寛政四年

子ノ九月吉日

十座名頭連印

助宗名 上代 甚右衛門 (黒印)

鏡名 中前 勘六 (黒印)

峠名 上たわ 文右衛門 (黒印)

梅田名 大前 善三郎 (黒印)

次郎代名 同 同人 (黒印)

本郷名 前山根 與右衛門 (黒印)

高下名 平八 (黒印)

吉野名 土井 太郎右衛門 (黒印)

仲名 下高代 次郎左衛門 (黒印)

賀千部名 空ノ吉兵衛 (黒印)

神主 石垣和泉 (黒印)

右の面々連印仕置候上ハ後々年ニ至ル迄相違無御座候 以上

寛政四年

子ノ九月吉日

右之通り小前取調仕候處先年より仕来之儀式少茂相違無御座候付銘々奥書仕候以上

高瀬村組頭

文右衛門 (黒印)

同 同

---

寛政四年

市郎右衛門（黒印）

子ノ九月吉日

同 同

彌兵衛（黒印）

<桂 聖所蔵>

---

## Transformation and Development of *Miya-za* in Okayama Prefecture : Focusing on the Case Example in Takase, Niimi City

CHOI Samchang

This article studies the transformation and reorganization of *miya-za* in Takase, Shingocho in Okayama Prefecture (current Takase, Niimi City) known as the Niiminoshō area from a folkloric viewpoint.

In the Chugoku region including Okayama Prefecture, the organization for religious services based on a unit of “*myo*” that was allegedly started in the Middle Ages is developed, and its vestige is seen even in today's religious services in the region.

In Himuro Shrine and Kameo Shrine in Takase, the name “*myo*” is used in an organization for religious services called “*miya-za*” even today, and “*myo*” is the condition of showing the right for religious services. Among *ujiko* (shrine parishioners), the role of “*myoto*” who is a member of *miya-za* and the role of “*yoriko*” who is not a member of *miya-za* are clearly-differentiated, and the qualification and the status of “*myoto*” are succeeded by holding “*myo*.” “*Myo*” was also a means of showing off social status in a local community. Therefore, the number of “*myo*” was limited to six in Himuro Shrine, and ten in Kameo Shrine, and the qualification of “*to-ya*” and the right to conduct religious services were given only to each house that succeeded *myo*.

Himuro Shrine served as a village shrine and gathered cults from every place in Takase. However, after the war, villages except for the villages of Nakamura and Chokyu resigned *ujiko*. Because of this, *myoto* who attended from villages other than those two villages also resigned. Being affected by this situation, *miya-za* of Himuro Shrine was reorganized with some of the six “*myo*” succeeded by those two villages as “*myo*” held by a village. Kameo Shrine with ten “*myo*” also went through a similar process, and its *miya-za* is currently organized by three villages. However, “*myo*” given up by other villages except one have been succeeded by individuals.

However, such system was followed by depopulation and the aging society, and whether *miya-za* should be maintained or eliminated was discussed. As a result of the discussion, in case of Himuro Shrine, it was agreed that “*myo*” held by individuals (houses) be abolished in the near future, and each three out of six “*myo*” be distributed to each village of Chokyu and Nakamura for alternate services of *to-ya*. Because of this reorganization, the elimination of *miya-za* was avoided. However, together with the future transformation of local communities, the structure of religious services based on “*myo*” may become fragile, distorted, and transformed.

Key words: *Miya-za*, *myo*, *myoto*, *yoriko*, *to-ya*

---